

弁護士業界をとりまく “リーガルテック”について

契約書の審査業務からクライアントからの事実関係のヒアリング・証拠収集など、法曹界が抱える業務は複雑かつ膨大で、とても大変です、というのが率直な感想です。これまで、ブライトを含め、各法律事務所は大勢のスタッフや弁護士を採用して育成する必要がありました。また、クライアントからの相談は多岐にわたり、何一つ同じようなパターンがないために、システム化を図ることが困難であるとも言われてきました。

しかしながら、昨今のDX（デジタルトランスフォーメーション）化は、さまざまな業種に浸透して利・活用され、さらに進化してきたことから、ようやく法曹界でも「リーガルテック」として利用が始まろうとしていると感じています。

リーガルテックの実用性とは

では、実際の現場ではどうなのか？ 導入が進んでいる分野として、契約書のレビュー、契約書・文書管理サービスなどがあり、ブライトでも、契約書レビューシステムの代表である「LegalForce」を利用しています。クライアント企業から相談のあった契約書を LegalForce にアップロードすることにより、契約書内で当方に不利に規定されている条項を見つけ出したり

することができ、弁護士の生産性向上、正確性の担保が図られているように思っています。ただし、この LegalForce 自体で契約書チェックを完了できるかというと、それはまだまだ不可能なように思います。LegalForce はたくさんの指摘事項を挙げてくれますが、実際にはどれが危険な条項なのかまで教えてくれません。ただ重要度を挙げてくれるだけなので、一般の方ではその判断がつかないのが実際ではないでしょうか。また、そもそもクライアント側が契約条件に盛り込みたいものが正しく条項として記載されているのかなどを判定する機能はありません。ですから、この LegalForce ですら、今はまだ専門家の補助的な業務支援システムでしかないと思っています。ちなみにですが、定価は1ライセンス10万円以上とされており、非常に高額です。でも、まだ事業自体は黒字化していないようで、とても驚きます。

リーガルテックの進化と未来への期待

とは言うものの、リーガルテックはさらに進化して、弁護士業務を支援してくれることは疑いなくと思っています。契約書のチェックだけでなく作成すら、chat GPT などに依頼することで対応してくれるのではないかと期待しています。また、裁判手続自体もIT化が進んでおり、民事裁判の提訴から判決までの手続がオンラインでもできるようになっています。わざわざ遠方の裁判所に出向かずとも事務所や出張先で訴

訟対応できる点は、非常に大きなメリットです。移動時間の削減などによって弁護士の忙しさが緩和されれば、民事訴訟に向けた準備の時間をより多く確保できるようになり、審理の充実と迅速化につながります。私個人の意見ですが、裁判所自身も裁判手続のIT化により、裁判期日を従来の形式的なやり取りから、かなり充実したものに図ろうとしているように受け取っており、非常に良いことだと思います。数年以内に、裁判書類の提出も郵送ではなく裁判所システムにアップロードするようになるようで、法律事務所を悩ましていた膨大な事務作業がなくなるのではないかと期待しています。

このように、リーガルテックや裁判手続のIT化により、法曹界はさらに生産性を高めることができるかと思っています。他方で、これまで不十分とされていた、クライアントサービスの充実が法律事務所・弁護士に求められるのではないかと考えています。専門家としては、さらにクライアントのウォンツを引き出す洞察力やコミュニケーション力、複雑な事案を解決する問題解決能力などが極めて重要になってくると推測しています。正しい法的知識などはAIに回答してもらったうえで、それを踏まえて「あなたはどのようにするのか?」、それを一緒にサポートして解決まで伴走してくれる弁護士がより求められるのではないかと考えます。

代表弁護士 和氣 良浩

傘の置き忘れは ありませんか。

6月。皆さまは、お気に入りのレイングッズや自宅での過ごし方を工夫するなど、梅雨を楽しんでおられますか。私は、以前お気に入りの傘を電車に置き忘れてから、傘が気になって、雨の日はどことなく緊張してしまいます。

忘れ物は警察署に届け出なければならぬ！？

雨の日の翌日などに、傘の置き忘れなどはありませんか。一定の公共交通機関や都道府県公安委員会の指定を受けた施設占有者（特定施設占有者）でない場合、置き忘れた人に速やかに返還できなければ、原則として警察署長に届け出なければならぬとされています（遺失物法第13条第1項）。取りに来ないからといって、勝手に処分してはいけません。

社内の忘れ物にもトラブルが潜んでいる！？

これが原則ではあるのですが、特に社内に従業員が置き忘れていたものなどを、都度、警察署長に届けるのは現実的でない場合もあるかもしれません。ペットボトル飲料水など、ゴミとして処分してもよいか判断に迷われる場合もあるかもしれませんね。そのような場合に備え、一定期間経過後には所有権を放棄したものとして会社が処分することを認めるという内容や、直ちに廃棄しないと衛生上問題があるものについては会社側で処分するという内容で、ルールを定めて周知している会社もあります。特に安価な物の忘れ物が多くて処分に困っておられる場合には、

このような形を検討されるのもトラブルを減らすためにはよいかもしれません。持ち主が誰であれ、そもそも、忘れ物がないように、張り紙などをおくのも有効ですね。出入り口などに張り紙などがあるだけでも、忘れたことに気が付きやすいのではないのでしょうか。

公共交通機関の電車に私が忘れたあの傘、現在の法律では2週間保管しても持ち主が見つからなければ処分や売却してもよいということになっています（遺失物法第9条第2項）。遺失物を黙って持って行くのは遺失物等横領罪に該当しますが、処分されていると悲しい思いもするので、誰かが使ってくれていたらよいなとも思い複雑な気持ちです。

弁護士 福本 有希



NEWS お知らせ

5月8日、「『法務ドックで経営が変わる』」をAmazon kindleにて発売いたしました。



企業が巻き込まれる法的トラブルのほとんどは、法的知見に基づく適切な対応を講じていけば未然に防げたもので

す。そして、トラブルの種は企業ですらに潜んでいます。それにもかかわらず、日本の多くの企業には顧問弁護士がいないというデータもあります。法治国家において、法律のわかる専門家に相談せず、法律上やって良いこと・悪いこと、さらにはやるべきことをはっきりと認識せずビジネスを推進することは、非常にリスクの高い状態だと言えるでしょう。

本書では、企業が巻き込まれる可能性のある法的トラブルを紹介しながら、「法務ドック」などを通じて企業の法的なトラブルを未然に防ぐことができる「みんなの法務部」について説明しています。企業の法務リスクを事前に検知し、対策を講じることが、企業が持続的に発展していくために重要です。皆さんが人間ドックを受けて健康状態を確認するように、企業においても「法務ドック」を受けて法的なリスクを確認してみませんか？

この機会にぜひ一度、本書にお目通しください！



CORPORATE SITE



SERVICE SITE



◆ 弁護士法人ブライト

☎ 0120-929-739

【受付時間】 平日9:00-18:00

MAIL



LINE

